

1月31日の政策説明会終了まで

非 公 開

令和5年1月26日

部長会議資料

1

令和5年度選定の指定管理施設について (令和6年4月から管理運営を行う指定管理者の選定)

総務部 公有財産活用グループ
公共施設マネジメント推進課



1 令和5年度の選定

■ 指定管理者選定委員会の開催

開催日 令和4年12月21日（水）

制度の新規適用、更新の適否、公募・非公募の妥当性などについて審議

区 分	内 容
令和5年度選定 (制度適用を継続等の施設)	12グループ 27施設 【内訳】公募 : 7グループ 18施設 非公募 : 5グループ 9施設
選定を行わない施設 (直営へ変更する施設)	なし

2 -1 公募とする施設

3

□ 7グループ 18施設

≪ 募集条件を継続 ≫

令和3年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	現在の指定管理者
1	大峰斎場、松代斎場	2	5年	80	五輪・宮本工業所・ グリーン美装グループ
2	戸隠観光施設（戸隠スキー場、戸隠キャンプ場、戸隠高原交流施設（ゲストハウス岩戸））、 戸隠牧場	4	5年	74	株式会社 戸隠
3	大岡観光施設（聖山パノラマホテル、テニスコート、マレットゴルフ場、オートキャンプ場）	4	5年	60	聖山高原リゾート共同企業体 （構成団体：和田産業株式会社、株式会社科学技術開発センター、ユートピア産業株式会社）
4	不動温泉保養センターさぎり荘、 信州新町ふれあい公園	2	5年	60	有限会社 アールアンドデー
5	市営駐車場（長野駅東口地下、長野駅善光寺口 長野駅東口）	3	5年	70	アマノマネジメントサービス 株式会社

2 - 2 公募とする施設

4

≪ 非公募から公募へ変更 ≫

令和3年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	現在の指定管理者
6	信州新町めん羊繁殖センター	1	5年	60	信州新町肉めん羊生産組合

【公募へ変更する理由】

当該施設は、市町村合併以前から制度を適用し、運営に必要なめん羊の繁殖時期や生育方法を熟知する地区内の団体が維持管理・運営を行う施設であるが、運営可能な団体が複数となり競合が可能となったため。

≪ 新規導入 及び グループ化への変更 ≫

令和3年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	現在の指定管理者
7	松代文化ホール	2	5年	80	株式会社 サンワックス
	東部文化ホール【新規導入施設】				

【新規導入の理由】

東部文化ホールは、松代文化ホール、若里市民文化ホールと同様に、制度適用による維持管理・運営が馴染む施設であり、指定管理者へ委任できる条件整備の見通しが立ったため、松代文化ホールの更新に合わせ、制度を導入するもの。

【グループ化の理由】

両施設は設置目的、利用形態がほぼ同じであり、施設間の連携や、人材、提供サービスの共有化により、効率的で、効果的な維持管理・運営が可能となるため。

3 -1 非公募とする施設

□ 5グループ 9施設

≪ 募集条件を継続 ≫

令和3年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No.	施設名称	施設数	指定期間	評価点	非公募で選定する団体
1	オリンピック記念アリーナ (エムウェーブ)	1	5年	66	株式会社 エムウェーブ
非公募の理由	<p>【指針第2項第3号に該当】</p> <p>当該施設は、本市のほか長野県や民間事業者の出資により設立した第三セクターによる、公共性、企業性を併せ持った維持管理・運営を行うこととしているため。</p>				
2	長野市芸術館	1	5年	68	一般財団法人 長野市文化芸術振興財団
非公募の理由	<p>【指針第2項第3号に該当】</p> <p>当該施設は、本市の出資により設立した財団が、施設の文化事業運営を中心に、市全体の文化事業を一体的に展開できるよう、維持管理・運営を行うこととしているため。</p>				

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合

3 - 2 非公募とする施設

6

≪ 募集条件を継続 ≫

令和3年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No.	施設名称	施設数	指定期間	評価点	非公募で選定する団体
3	更北公民館、稲里・小島田・真島分館	4	5年	66	更北地区住民自治協議会
4	若槻公民館	1	5年	66	若槻地区住民自治協議会 「コミュニティわかつき」
非公募の理由	<p>【指針第2項第1号に該当】</p> <p>市立公民館の事業は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。</p> <p>そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、地元の住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。</p>				

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合

4 -4 更新施設（非公募・つづき）

《 グループ化 及び 公募から非公募へ変更 》

令和3年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No.	施設名称	施設数	指定期間	評価点	非公募で選定する団体
5	一体型共同生活介護施設 (三津和園)	2	5年	64	社会福祉法人信濃の星
	地域活動支援センターつくし			64	

【グループ化の理由】

2つの施設は同一の建物に設置され、市町村合併以前からそれぞれの施設ごとに制度を適用し、維持管理・管理運営を行っている。

しかしながら、現状は一体的に維持管理・運営を行っていることから、効率的、効果的な維持管理・運営を継続するため。

非公募の理由

【指針第2項第2号に該当】

三津和園は障害者の入所施設であり、運営者の変更は利用者にも与える影響が大きいことを考慮し、今後もサービス提供体制を維持するため。

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合

5 指定管理者の選定、決定スケジュール

